

親師会活動について

親師会とは、現在パリ日本人学校に在籍している児童・生徒の保護者（親）と教師（師）の会です。この会は、児童・生徒が心身共に健やかに育つことを願って、保護者と教師が力を合わせて活動していくことを目的としています。親師会はその会員によって支えられており、会員は役員への立候補、役員会の傍聴などを行うことができます。親師会の活動資金は、保護者が納入する会費などによって賄われています。

1. 親師会役員について

親師会の活動は、定例役員会において、選出された役員と教職員（学校側からは校長先生と教頭先生の出席）により話し合わせ、進められます。

（1）役員構成

- 会長 1名
- 副会長 2名
- 役員 各クラス2名（補欠4名）：年度最後の懇談会時点での次年度クラス在籍予定者数が10名以上の場合。ただし、10名未満となる場合、或いは10名以上であっても候補者が2度目の親師会役員就任となる場合は、クラス内で役員1名とするか相談することも可。また、年度始めに10名以上となった場合はクラス内で役員2名とするか相談することも可。

（2）役員の任期

1年間。4月1日から翌3月末までの1年間。再任は可能です。

（3）役員の仕事

クラスからの提案や意見を調整するとともに、教職員（担任の先生）と協力して、学校・学級活動に反映させます。

- ・ 定例役員会への出席（年間8回開催）
- ・ クラスの親睦会の企画・開催
- ・ パリ日における催し物の企画及び実施
- ・ 学校、親師会からの緊急連絡先となり、クラスへ伝達
- ・ 次期役員の選出

（4）選出方法

年度最後のクラス懇談会時に、現親師会役員が中心となって、次年度新クラス役員2名と補欠4名の計6名（クラスの状況によって役員1名・補欠2名の場合あり）をその時点での在籍者の中から選出します。

小学部新1年生については上のお子さまの学年での役員選出後、兄弟姉妹がすでに在籍しており、かつ次年度入学予定のご家族より、入会順に選出します。ただし、該当者なしの場合には、年度最初のクラス懇談会にて選出します。

1. クラス役員の立候補を募ります（ただし、補欠への立候補はできません）。

2. 立候補がない場合には、次の免除条件に該当する方を除いて、親師会入会順に役員 2 名・補欠 4 名（クラスの状況によって役員 1 名・補欠 2 名の場合あり）の方に就任して頂きます。親師会入会順とは、保護者が初めて親師会に入会した年月日、つまり、入学日・転入日となります。兄弟で順に入学（転入）した場合は、先に入学（転入）されたお子さまが初めて登校した年月日が基準となります。

・ 兄弟で在籍の場合、上の子の学年を対象とします。ただし、上の子の学年順では該当せずに、下の子の学年では該当する場合は、下の子の学年で就任して頂きます。

- ・ 入学（転入）が同日の場合、未就学児のいない方が先に就任となります。
- ・ 入学（転入）が同日の方が複数いる場合、公平な方法によって順位を決定します。

（注意）以下の場合、補欠の方が順に繰り上がり、クラス役員となります。

- ・ クラス役員が親師会三役に選出された場合
- ・ 任期中にクラス役員が転出または、その他任務続行に支障が出た場合

※クラス役員が 2 名体制の場合

残りの期間を 1 名で活動することも選択できます。

※クラス役員が 1 名体制の場合

繰り上がりにより 3 学期以降に役員に就任した場合は、引き続き 4 月からも 1 年間役員として活動していただきます。翌年度の 1 学期に転出予定の方が暫定的に残りの期間を任務していただいても構いません。クラスで話し合いのもと、決めることができます。

(5) 免除条件

1. 過去に親師会役員を経験された方。※3 学期以降の就任は免除対象外
※ただし、クラス全員役員経験がある場合などは、2 回目役員があり得ます。
2. 1 学期中の転出が、年度最後の懇談会の時点で**確定**している方
3. フルタイムで仕事をしている方
4. 4 月時点で未就園児がいる方（妊娠されている方を含む）
※ただし、通園が週 3 回以下の方は、そのクラスの候補者の人数等を考慮しクラス役員が判断する。
5. 『バス利用者の会』の会長就任中の方（任期中のみ免除）
6. 過去に学校理事（親師会会長を含む）を経験されたご家族、或いは現在就任中のご家族の方

その他(バス役員・班長との兼務について)

- 前期バス役員・班長(1-5 月任期)就任中に親師会役員の順番が回って来た場合、親師会役員の就任を繰り下げることにはできない。また、親師会三役に就任した場合は、すみやかにバス役員・班長の交代または兼務について選択することができる。
- 親師会役員就任中に、後期バス役員・班長の任期(6-12 月任期)が重なる場合は、バス役員・班長の就任繰り下げ可。親師会三役とクラス役員がクラスに 1 人の場合は、翌年の前期バス役員・班長(1-5 月任期)の就任も繰り下げ可。
- 後期バス役員・班長(6-12 月任期)就任中に親師会役員の順番が回ってきた場合は、親師会役員の就任を繰り下げることができる。ただし、親師会クラス役員がクラスに 1 人になり、他に候補者がいる場合は、クラス内で相談することも可。

免除条件は以上ですが、その他の事情による免除可否につきましては、各クラスの判断にお任せすることになりますので、クラス役員までお申し出ください。その他、不都合がございましたら、事前にクラス役員までご連絡ください。

2. 親師会三役について

役員会の運営に代表としてあたる会長 1 名、副会長 2 名、補欠 3 名を役員の中から選出します。三役の役員続行が困難となった場合、その代わりに補欠の中から選出します。

(1) 三役の任期

1 年間。4 月 1 日から翌 3 月末までの 1 年間。再任は可能です。

(2) 会長の仕事

- ・ 親師会を代表し、会を招集・運営
- ・ 親師会を代表し、経営理事会に出席
- ・ 小・中学部の卒入学式、その他学校で行われる式典・行事等に来賓として出席
- ・ 親師会として発行される印刷物の最終確認

(3) 副会長の仕事

- ・ 会長の仕事の補佐
- ・ 会長の出席が困難な場合の各式典への代理出席
- ・ 活動費の管理および会計事務処理、年度末（最後の役員会）での会計報告
- ・ 次期小学部 1 年生の役員選考
- ・ 年間活動予定表や『親師会だより』等の印刷物の作成
- ・ 議事録、その他親師会作成の書類の保管
- ・ 親師会でバスを利用する際のバス運行委員会への配車要請

(4) 選出方法

三役が中心となって、新会長 1 名、新副会長 2 名をその時点でのパリ日在籍者の中から選出します。補欠 3 名については、部門長決定後に選出します。

新三役が決定する前に部門長、補欠に立候補することはできません。

※年度開始後に就任した役員は三役及び補欠への立候補は不可となります。

1. 立候補者を募ります。

（会長が決定する前に副会長に立候補することはできません。）

2. 立候補がない場合は、中学部新 3 年生の保護者、教職員のご家族、2 度目の親師会役員、バス会長経験者、未就学児のいるご家族（会長職のみ）を除いて、くじ引きとなります。

ただし、未就学児のいるご家族がクラス役員に立候補され場合は免除対象にはなりません。

また、免除対象者であっても三役への立候補は可能です。

※任期中に三役が転出、その他任務続行に支障が出た場合は、補欠の方が番号順に繰り上がります。ただし、残りの任期、業務の内容により、補欠役員を繰り上げるかどうかは執行する 2 名の判断を優先し、部門長と相談の上、その後の体制を選択することが可能。

3. 親師会部門長について

パリ日の運営に代表としてあたる部門長各 1 名（計 3 名）を役員の中から選出します。

(1) 部門長の任期

1 年間。4 月 1 日から翌 3 月末までの 1 年間。再任は可能です。

(2) 各部門の内容

A.B.C 3 部門に分かれて、その年のイベント内容で役割を分担し運営する。

(3) 部門長の仕事

部門長は、三役及び学校との連携を密にしながら、パリ日の企画立案、運営について各部員の意見を取りまとめ、進捗状況の把握、サポート等を行う。

(4) 選出方法

三役中心となって、新三役決定後に選出いたします。

1. 三役決定後、立候補を募ります。

2. 立候補がない場合、部門長の選出は、中学部新3年生の保護者、2度目の親師会役員を除いて、くじ引きとなります。

ただし、免除対象者であっても部門長への立候補は可能です。

※任期中に部門長が転出、その他任務続行に支障が出た場合は、部門内で話し合いの上、後任を決定する。

4. 親師会会費について

(1) 会費の使途

会費は親師会の目的に沿った活動（児童・生徒が心身共に健やかに育つために企画する催しや活動、教育・生活環境の向上など）にのみ用いられ、年度末に会計報告を行います。

(2) 会費の額

本校に児童・生徒が在籍する家庭一世帯につき、年額 10 ユーロ。

(3) 会費の徴収

会費は、本校創立記念日（10月1日）において正規に在籍している家庭から徴収することとし、各家庭が2学期に現金で納入します。

納入日等の具体的な徴収方法は、各年度の役員会が設定します。

納入された会費は、原則として返還しません。

5. 親師会役員会時のモニターバスについて

- ・親師会役員会が開催される日は、開始時間に合わせたモニターバスの時間変更が可能です。（三役が代表して『バス運行委員会』に時間変更願いを提出。）
- ・他の行事等で、親師会がバスを利用する際の手続きも同様とします。

6. 『親師会活動について』の改訂について

- ・1年間の活動を踏まえて次年度の活動の見直しを検討し、必要に応じて内容の改訂を行います。

7. 親師会へのご意見

クラス役員を通してお寄せください。

以上